

入 札 公 告

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び野洲市契約規則(平成16年野洲市規則第55号)第6条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年8月24日

野洲市長 山仲 善彰

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 27-建33号
- (2) 工事名 野洲駅北口駅前広場歩道橋整備工事
- (3) 工事場所 滋賀県野洲市北野一丁目地先
- (4) 工事概要 歩道橋整備工事
上屋付横断歩道橋 L=31.5m (通路部:L=14.3m 階段部:L=17.2m)
エレベーター1基、エスカレーター1基
広場整備工事
歩道舗装工 A=505㎡、排水構造物工 L=95m
シェルター整備 A=298㎡
上下水移設工事
上下水移設工事 給水施設 L=40m、下水施設 L=17m
- (5) 工期 議会の議決の翌日から平成29年3月15日まで
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 最低制限価格 設定する(非公表)

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次のすべての事項に該当する単独企業で野洲市長の本工事における入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年度野洲市の建設工事等入札参加有資格者名簿において「土木一式工事」の登録を受けている者であること。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく土木一式工事につき特定建設業の許可を受けている、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(公告日の前日において有効であるものに限る。)において土木一式工事に係る総合評定値が1,100点以上の者であること。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の1)から5)の要件に該当する者でないこと。
 - 1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - 2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - 3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - 4) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - 5) 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 公告日の前日から起算して前15年以内の期間に、官公庁が発注した当該工事と同種の工事(ペDESTリアンデッキ、横断歩道橋または鋼橋)を施工した実績を有する者であること。(共同企業体の場合は代表構成員に限る。)
- (6) 次の基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - 1) 1級土木施工管理技士の資格取得後、公告日において10年以上経過していること、又は1級土木施工管理技士の資格取得後、公告日において5年以上経過し、監理技術者として上記(5)に示す工事の施工従事経験を有していること。
 - 2) 土木工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 3) 直接的かつ恒常的な雇用関係(資料の提出日以前に3箇月以上の雇用関係)があること。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から契約締結時までの期間に、野洲市長から工事請負契約に係る入札参加停止を受けていないこと。また、国又は他の地方公共団体から同様の措置を受けていないこと。

- (8) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 野洲市暴力団排除条例第6条より、次の(ア)から(カ)の要件に該当するものでないこと。
 - (ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者
 - (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (カ) 上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

3 入札手続等

- (1) 担当部局 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1(野洲市役所本館2階)
野洲市 総務部 総務課 契約管財担当
電話 077-587-6038(直通)
E-mail : soumu@city.yasu.lg.jp
- (2) 申請書及び資料の提出期間、提出方法及び提出先
 - 1) 提出期間:平成27年8月25日(火)から平成27年9月7日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)
 - 2) 提出方法:申請書等を直接持参すること。その他の方法は認めない。
 - 3) 提出先:上記(1)に同じ。
- (3) 見積りに必要な設計図書等の交付期間及び交付場所
 - 1) 交付期間:平成27年8月25日(火)から平成27年9月7日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)
 - 2) 交付場所:上記(1)に同じ。
 - 3) その他:申請書等を提出後に電子データにより無償で交付する。
なお、交付の際に未使用のCD-R(ケース付き)を持参すること。
- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成27年10月20日(火)午前9時30分 中主防災コミュニティセンター(滋賀県野洲市西河原2400番地)2階 防災研修室 にて行う。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除する。
 - 2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付すること。
ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、

又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 契約の締結
この工事の契約については、野洲市議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。
- (5) 配置予定監理技術者の確認
落札決定後、工事实績情報システム(CORINS)等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書及び資料の提出期限後における申請書の差替えは認められない。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (7) 詳細は入札説明書による。

以上